

2015年6月16日

各位

株式会社大和証券グループ本社

2013年度の環境データの見直しについて

大和証券グループでは、ステークホルダーの皆様にとって、非財務情報の重要性が増していることに鑑み、数値データの質の向上に取り組んでおります。

「CSR 報告書 2014」に掲載している、2013年度の社会的項目の一部データについては、既に第三者による保証を取得しておりますが、今般、2013年度の日本国内事業所におけるエネルギー使用量およびCO₂排出量に関するデータについても、バウンダリや集計方法を再整理したうえで見直し、第三者による保証を取得いたしました。

当社グループでは、今後も非財務情報の質向上を目指し、努めてまいります。

<主な変更点>

1. 環境負荷面での重要性と、法令で別途報告が求められている範囲を考慮のうえ、正確性を高めるためにバウンダリの見直しを行ないました。

従来は、すべての国内グループ会社の事業所におけるデータを集計対象としていましたが、法令で報告義務のある、大和証券、大和プロパティ、大和総研の3社および、環境負荷面での重要性に鑑み、大和総研ビジネス・イノベーションのデータを集計対象とすることとしました。

なお、大和証券グループの本拠地であるグラントウキョウ ノースタワーでのエネルギー使用量は、その重要性に鑑み、すべてを対象にしています。

2. 「CSR 報告書 2014」で報告したエネルギー種について、データの集計方法を整理し、見直しました。

A) 電力使用に伴うCO₂排出量の算定に使用する排出係数について

電力使用に伴うCO₂排出量の算出では、国が公表する代替値ではなく、電気事業者ごとの実排出係数を用いております。

B) 都市ガスの単位

都市ガス使用量は、温度と供給圧力に合わせて、標準状態に換算しております。

C) 重油および軽油について

重油および軽油の使用量は、使用量ベースに統一しました。

大和証券グループ 2013 年度 環境報告

エネルギー使用量(国内)

	単位	2013 年度
電力	千 kWh	71,954
都市ガス	千 Nm ³	372
ガソリン ^{※1}	kl	997
重油	kl	25
軽油	kl	0.08

二酸化炭素(CO₂)排出量(国内)

	単位	2013 年度
電力	t-CO ₂	35,442
都市ガス	t-CO ₂	848
ガソリン ^{※1}	t-CO ₂	2,314
重油	t-CO ₂	69
軽油	t-CO ₂	0.19
合計	t-CO ₂	38,673
Scope 1	t-CO ₂	917
Scope 2	t-CO ₂	35,442
Scope 3 ^{※2}	t-CO ₂	2,314

※ バウンダリ: 大和証券、大和プロパティ、大和総研、大和総研ビジネス・イノベーション。

なお、グラントウキョウ ノースタワーのエネルギー使用量には、上記以外のグループ会社のデータも含まれる。

※ 算定方法: エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律での算定方法に従う。電力の CO₂ 排出係数は、電気事業者ごとの実排出係数、都市ガスの発熱量は供給会社ごとの値。一部の支店で使用している、蒸気、冷水、灯油については、集計対象外。

※1 ガソリンは、社用車として使用しているリース車での使用量。

※2 ガソリンのみ。国が定める指針に基づき分類、集計。



独立した第三者保証報告書

2015年6月12日

株式会社大和証券グループ本社
執行役社長 日比野 隆司 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番5号

代表取締役

斎藤 和彦

当社は、株式会社大和証券グループ本社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「2013年度の環境データの見直しについて」における「大和証券グループ 2013年度 環境報告」(以下、「環境報告」という。)に記載されている2013年4月1日から2014年3月31日までを対象とした国内事業所のエネルギー使用量及びCO₂排出量(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。環境報告に記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」(2012年6月)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2014年12月改訂)に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として環境報告上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 環境報告の作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内2事業所における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、環境報告に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上